

ネットとうほく 2016 (検) 第9号-2
2018年(平成30年)3月19日

〒982-0251

宮城県仙台市太白区茂庭字合ノ沢南 39-1 仙台 OCビル 1F
OGATAトラストトレーディング株式会社 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



再 照 会 書

貴社の平成29年12月1日付書面を拝読し、新しい売買契約書車輛売買約款(以下「約款」という。)を確認させていただきました。当団体からの申入点について、約款を訂正改善していただき、ありがとうございました。

しかしながら、改訂後の新約款9条2項は次項のとおりの内容となっておりますところ、この条項についてよくわからない点は何点かありますので、後記のとおり再度ご照会をさせていただきます。

つきましては、後記照会事項に対するご回答を、上記連絡先宛に、本書面到達後1ヶ月以内を目処に、文書にて頂きますようお願い申し上げます。

第9条 本契約解約

- 2 前項の解約（キャンセル）を申し出た場合、売主は解約料（キャンセル料）として本契約書表面記載の売買代金の5%を買主に支払わなくてはならないものとする。ただし、5万円を解約料（キャンセル料）の上限金額とする。なお、本契約締結後、買主側で生じた費用に関しては、売主は、買主から損害賠償を請求されても、一切の異議を申し立てないものとする。

車輛引渡後解約手数料

- a. 車輛仕上げクリーニング（最高限度額2万円）
- b. 陸送手配後（最高限度額3万円）
- c. 鍍金塗装後（最高限度額5万円）

【照会事項】

- 1 この点、約款第9条第2項において、「解約料（キャンセル料）」、「買主側に生じた費用……（の）損害賠償」及び「車輛引渡後解約手数料」という3つの文言が見られますが、この3つの関連性が判然としません。つきましては、以下の点についてご回答いただけますようお願い申し上げます。
- ① 第9条2項の「解約料（キャンセル料）」と「車輛引渡後解約手数料」の異同。それぞれどのような場合に請求できるのか。これら両方の請求もあり得るのか、あり得るとするとどういう場合か。
 - ② 第9条2項なお書きの「買主側に生じた費用……（の）損害賠償」と、「解約料（キャンセル料）」の関係。車輛引き渡し期日前の解約の場合に支払を求められるものは「解約料（キャンセル料）」（売買代金の5%・上限5万円）のみではないのか。「費用」が発生していればキャンセル料に加えてそれも請求できるとする趣旨なのか。
 - ③ 「車輛引渡後解約手数料」と、その下のa. b. c. の費用項目及び最高限度額の記載の意味内容。a. b. c. の解約手数料は、発生した実費（発生した費用額について証拠・資料に基づき請求する）ということか、そうではないとすると請求額はどのような方法で決めるのか。
 - ④ 第9条2項なお書きの「買主側に生じた費用……（の）損害賠償」の条項は、車輛引渡後の解約の場合にも適用されるのか。適用されるという場合、それと「車輛引渡後解約手数料」の関係。車輛引渡後の解約の場合に支払いを求められるものは「車輛引渡後解約手数料」のみではないのか。「車輛引渡後解約手数料」の項目の費用とは別の費用が発生していればそれも請求できるとする趣旨なのか。

2 いずれにせよ、「本契約締結後、買主側で生じた費用に関しては、売主は、買主から損害賠償を請求されても、一切の異議を申し立てないものとする。」とする条項は、消費者に損害の相当因果関係等について訴訟で争う機会を奪うものとして、消費者契約法10条に反するものといえます。

この点については、当該下線部分を削除するなど、適正な内容に是正することをご検討ください。

以上

平成 30 年 4 月 27 日

消費者市民ネットとうほく ご担当者様

再照会書確認の件

売買契約書約款、訂正をお送りさせていただきます。
ご確認いただきましてご回答をお願い致します。

OGATA トラストトレーディング株式会社
代表取締役 尾形 由夫

〒982-0251

宮城県仙台市太白区茂庭字合ノ沢南 39-1 仙台 OC ビル 1F

TEL022-281-5665

FAX022-281-5775

車輛売買約款

第1条 売買契約の成立

- 1 売主が表面記載の契約車輛(以下「車輛」という。)を表面に記載した車輛契約金額(以下「売買代金」という。)で買主に売却すること、売主・買主双方が合意、承諾した。
- 2 前項の売買代金には、次のものを含むものとする。
 - a. 車輛本体価格及び付属する装備、部品類評価額
 - b. 上記に対する消費税
 - c. 自動車税、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険に未経過分保険料相当額
 - d. リサイクル預託金額相当額

第2条 本車輛に関する確認と保証

- 1 売主は、本車輛について次の事項を確認し、その内容が事実と相違ないことを買主に対して保証する。
 - a. 表面記載の「車輛状態」の記載内容に誤りがないこと。なお、事故による修復歴の定義については、財団法人自動車公正取引協議会の規約に準じる。
 - b. 本車輛の使用状況、品質、瑕疵の有無及び程度に関し、全てを申告していること。
 - c. 盗難車、遺失車等、他の正当な所有者、使用者がいる車輛でないこと。
 - d. 車輛のローン残債及び本車輛を担保とする借入金の有無について、全てを申告していること。
 - e. 売主が未成年の場合、法定代理人の同意があること。
- 2 前項で確認された事項が事実と相違することにより発生する問題は、すべて売主の責任と負担において解決するものとする。
- 3 第1項各号の確認にもかかわらず、本車輛に隠れたる瑕疵が判明した場合、買主は売主に対し損害賠償を請求できるものとする。
- 4 売主が本車輛の所有者名義人若しくは使用者名義人のいずれにも該当しない場合、売主は、本車輛の所有者名義人若しくは使用者名義人から売却における委任を受けていることを保証し、また、買主が売買契約締結後における一切のトラブルについての責任を負わないことを承認する。

第3条 本車輛の引渡

- 1 売主は、買主に対して、表面記載の車輛引渡日までに買主の指定する場所で本車輛を引渡すものとする。なお、引渡しに要する費用は、売主の負担とする。
- 2 売主が表面記載の車輛引渡日までに本車輛を引渡しをしないことにより、買主に損害が生じた場合、売主は買主に対しその一切を賠償することとする。
- 3 本車輛引渡し後の車輛残留物に関し、売主はその一切の権利を放棄し、買主が放棄・売却等の処置を行った場合において、一切の異議ならびに損害賠償の請求を行わないものとする。
- 4 前2項は、本契約が解除された場合においても有効とする。

第4条 譲渡書類の引渡

- 1 売主は買主が本車輛の登録名義の変更手続きをするために必要な書類(車輛所有者の印鑑証明書、委任状、譲渡証明書、有効期間内の自動車納税証明書、その他必要書類以下、「譲渡書類」という。)は、売主の責任において完備し、本契約書表面記載の書類引渡日に買主に引き渡すものとする。
- 2 前項の譲渡書類のうち次のものは譲渡書類引渡日から1ヶ月以内に発行されたものを買主に引渡すこととする。
 - a. 印鑑登録証明書
 - b. 住民票
 - c. 法人登記簿謄本及び戸籍謄本
 - d. その他買主が指定した書類
- 3 売主が表面記載の書類引渡日までに譲渡書類の引渡しをしないことにより、買主に損害が生じた場合、売主は買主に対しその一切を賠償することとする。

第5条 売買代金の支払

- 1 買主は、売主から本車輛及び譲渡書類の全ての引渡しを受けた日から起算して、金融機関の10営業日以内に売買代金からローン残債、本車輛を担保とする借入金等を差し引いた金額(以下「振込代金」という。)を表面記載の「支払先銀行口座」に振込送金する方法で支払うものとする。ただし隠れたる瑕疵が判明した場合、買主は振込代金の支払を保留できるものとする。
- 2 買主は、売主の本契約違反により生じた損害を前項の振込代金債務と相殺することができるものとする。

第6条 自動車税

- 1 本車輛の自動車税は、本年分までが完納されていることを前提とし、本契約締結後の未経過期間支払分は、関係法令に基づき処理されるものとする。

第7条 危険負担

- 1 売主・買主いずれの責にも帰することができない事由により車輛が滅失または毀損した場合は、その滅失または毀損が車輛の引渡完了時よりも前のものであるときには売主が、それ以降であるときには買主が、それぞれの滅失または毀損を負担するものとする。

第8条 債務及び担保権等の処理

- 1 本車輛に関して債務が売買代金の額を超えている場合、売主は、車輛引渡日または譲渡書類引渡日のうち、いずれか遅い日までに、その超過分の精

算を完了させるものとする。

- 2 本車輛につき、新たな債務の存在、抵当権等の担保設定、差押えが判明した場合は、売主の責任において、直ちに債務の弁済、抵当権等の担保権または差押等の解除の処理を行うものとする。
- 3 前項の処理に関し、売主と第三者との間で紛争が生じた場合は、売主の責任と負担において解決するものとする。

第9条 本契約解約

- 1 売主は、契約締結後であっても、表面記載の車輛引渡し期日までの間に限り買主に書類で通知して、本契約を解除(キャンセル)することができる。ただし、売主は、買主から手付金または売買代金の内金を受領している場合は、それを返還すると同時になければ本契約を解約(キャンセル)することができない。
- 2 前項の解約(キャンセル)を申し出た場合、売主は解約料(キャンセル料)として本契約書表面記載の売買代金の5%を買主に支払わなくてはならないものとする。ただし、5万円を解約料(キャンセル料)の上限金額とする。なお、本契約締結後、買主側で生じた費用に関しては、売主・買主双方がかかる損害の代用を協議の上、売主に対し請求することができるものとする。尚、車輛引渡後の解約に関しては下記項目について、作業に伴う費用額を最高限度額の範囲内に請求することができる。
 - a. 車輛仕上げクリーニング(最高限度額2万円)
 - b. 陸送手配後(最高限度額3万円) c. 板金塗装後(最高限度額5万円)

第10条 本契約の解除

- 1 買主は、売主が次の事由のうち1つでも該当した場合には、何ら催告を行わず本契約を解除することができ、買主に損害が生じた場合は、買主は売主に対して損害賠償を請求することができるものとする。
 - a. 売主が第3条に従い買主に本車輛の引渡しを行わないとき。
 - b. 売主が第4条に従い買主に全ての譲渡書類の引渡しを行わないとき。
 - c. 売主が第8条第1項に従い売買代金超過額の債務を清算しないとき。
 - d. 売主が第8条第2項に従い債務の弁済、担保権等の消滅を行わないとき。
 - e. 表面記載の「車輛状態」の記載内容が事実と相違するとき。
 - f. 盗難車、遺失車等、他の正当な所有者、使用者がいる車輛であることが判明したとき。
 - g. 隠れたる瑕疵が判明し、本契約の履行が困難と認められるとき。
 - h. 本車輛の状態が本契約締結時と車輛引渡し時と比較して、液損等の変化が認められるとき。
- 2 前項の解除権の行使期間は、売主が前条各号の解除事由に該当することを買主が知ったときから1年間とする。
- 3 前項により本契約が解除された場合、振込代金が売主に支払われているときは、売主は買主が指定する期限までに振込代金を返還し、また本車輛が買主に引渡されているときにおいては、買主が指定する期限までに本車輛を引取るものとする。ただし第1項f号により解除された場合、売主は本車輛の返還を買主に請求することができないものとする。

第11条 本車輛の返還

- 1 第9条による解約または前条による解除がなされた場合、買主は売主に本車輛の現状有姿のまま返還するものとする。なお、本車輛の登録は、買主により変更されている場合があることを売主は予め承諾し、本車輛返還後、買主が指定する期限までに売主は自らの責任と負担において新たに登録するものとする。

第12条 個人情報取扱

- 1 売主は、買主が下記の目的で表面記載の個人情報を利用することに同意する。
 - a. 自動車、保険、ローン、その他買主において取扱う商品、サービスなどまたは、各種イベント、キャンペーンなどの開催について、広告宣伝物の送付、電子メールの送信などの方法により、売主に案内すること。
 - b. 新しい商品開発や、全般的お客様満足度調査の向上や検討などのため、売主にアンケートや調査を各種方法により実施すること。
- 2 売主は、運転免許証等身分証明書に記載された個人情報や古物営業方上の義務履行のため、買主が利用することに同意するものとする。
- 3 売主は、日本オートオークション協議会が個人情報を取引内容の確認を目的に共同して利用することに同意するものとする。

第13条 規定外事項

- 1 本契約書に記載なき事項または本契約書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、民法その他関係法令に従い、売主・買主双方が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

別表1. 引き取りサービス料金表

対象	料金
軽自動車・普通車	別途